

[illegible]

御 殿 場 市

目 次

議案番号	件 名	頁
報告第 9 号	令和 5 年度御殿場市一般会計等健全化判断比率及び公営 企業会計資金不足比率について	1
報告第 1 0 号	御殿場総合サービス株式会社の経営状況について	5 資料 1 4
報告第 1 1 号	債権放棄の報告について	6
報告第 1 2 号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	9
報告第 1 3 号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1 0

報告第9号

令和5年度御殿場市一般会計等健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度御殿場市一般会計等健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率を、監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年9月3日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

令和５年度御殿場市一般会計等健全化判断比率

(単位：％)

健全化判断比率	令和５年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	１２．５１	２０．００
② 連結実質赤字比率	—	１７．５１	３０．００
③ 実質公債費比率	１０．４	２５．０	３５．０
④ 将来負担比率	１１．０	３５０．０	

(注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」で表示。

令和５年度御殿場市公営企業会計資金不足比率

(単位：％)

公営企業会計の名称	令和５年度	経営健全化基準
上水道事業会計	—	２０．０
工業用水道事業会計	—	２０．０
簡易水道事業会計	—	２０．０
公共下水道事業会計	—	２０．０
農業集落排水事業会計	—	２０．０
公設浄化槽事業会計	—	２０．０

(注) 資金不足額がない場合は、「—」で表示。

令和５年度 御殿場市財政健全化審査意見書

第１ 審査の対象

- 1 令和５年度 御殿場市一般会計等健全化判断比率
(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第２ 審査の期間

令和６年７月１２日から８月２０日まで

第３ 審査の方法

審査は、市長から提出された財政健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され、その比率が正確に算出されているかどうかを主眼とし、各事業の決算書等との計数の照査を行うとともに関係職員から説明を聴取して実施した。

第４ 審査の結果

審査に付された下記、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：％)

区 分	令 和 ４ 年 度	令 和 ５ 年 度	早期健全化基準	財 政 再 生 基 準
① 実質赤字比率	—	—	12.51	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	17.51	30.00
③ 実質公債費比率	10.4	10.4	25.0	35.0
④ 将来負担比率	17.6	11.0	350.0	—

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費率又は将来負担比率が算定されない場合には、「—」で表示。

第５ 総括意見

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の全ての比率が早期健全化基準を下回っており、引き続き健全な財政運営及び経営に努められるよう要望する。

令和5年度 御殿場市公営企業会計 資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

- 1 資金不足比率
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年6月24日から8月20日まで

第3 審査の方法

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和5年度	経営健全化基準
上水道事業会計	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	20.0
簡易水道事業会計	—	—	20.0
公共下水道事業会計	—	—	20.0
農業集落排水事業会計	—	—	20.0
公設浄化槽事業会計		—	20.0
公設浄化槽事業特別会計	—		20.0

※資金不足額がない場合は、「—」で表示。

第5 総括意見

上記各会計の資金不足比率は経営健全化基準を下回っており、引き続き健全な経営に努められるよう要望する。

報告第10号

御殿場総合サービス株式会社の経営状況について

御殿場総合サービス株式会社の経営状況について、別冊のとおり関係書類を作成したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に提出する。

令和6年9月3日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

報告第 1 1 号

債権放棄の報告について

御殿場市債権管理条例（令和 4 年御殿場市条例第 3 7 号）第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり市の債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 3 日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

令和５年度 御殿場市債権管理条例第１１条第１項に伴う債権放棄報告書

債権の名称 (担当部署)	放棄事由	件数 (件)	金額 (円)
生活保護費返還金 (社会福祉課)	第６号 (徴収停止)	9	60,341
市営住宅使用料・ 駐 車 場 使 用 料 (建築住宅課)	第２号 (生活困窮)	7	4,431,660
	第３号 (行方不明)	9	1,265,290
	第４号 (時効)	2	2,162,800
	第５号 (破産免責)	3	1,744,890
	第６号 (徴収停止)	6	24,904
	小計	27	9,629,544
幼稚園入園受入 準備料・授業料 (保育幼稚園課)	第３号 (行方不明)	3	98,000
	第４号 (時効)	48	2,906,100
	第５号 (破産免責)	1	14,000
	第６号 (徴収停止)	28	209,100
	小計	80	3,227,200
工事請負契約の中途解 約による前払金余剰額 に係る利息債権 (管財課)	第３号 (行方不明)	2	98,047
診療収入 (救急医療課)	第６号 (徴収停止)	268	1,716,040

学校給食費 (学校給食課)	第 2 号 (生活困窮)	2	2 9 7, 7 8 6
	第 3 号 (行方不明)	3	8 1, 5 8 7
	第 6 号 (徴収停止)	2 0	1 3 2, 1 5 3
	小計	2 5	5 1 1, 5 2 6
水道料金 (上水道課)	第 2 号 (生活困窮)	2	1 4 2, 3 0 0
	第 3 号 (行方不明)	1 0 2	6, 2 0 6, 3 3 4
	第 4 号 (時効)	8 4	3, 8 6 9, 3 2 0
	第 5 号 (破産免責)	1 1	3, 7 2 3, 2 7 8
	第 6 号 (徴収停止)	2, 8 6 6	1 2, 5 3 4, 1 6 8
	小計	3, 0 6 5	2 6, 4 7 5, 4 0 0
合計		3, 4 7 6	4 1, 7 1 8, 0 9 8

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 3 日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第 9 号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第 4 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 16 日

御殿場市長 勝 又 正 美

令和 6 年 5 月 30 日、首都高速道路 3 号線下り谷町ジャンクション付近において、合流後右車線へ車線変更をしたところ、右車線を走行していた車両と接触し双方の車両が破損した事故に対する損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 122,012 円

2 損害賠償の相手方 東京都港区赤坂一丁目 1 番 14 号
日本管材センター株式会社

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 3 日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第 10 号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第 3 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 30 日

御殿場市長 勝 又 正 美

令和 6 年 6 月 8 日、市内沼田 239 番地の 1 付近の市道 0116 号線において、水路敷に自生している樺の枝が折れ道路に落下した際、自動車を損傷した事故に対する損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 275,396 円

2 損害賠償の相手方 【略】

【略】

